

法務省は2月20日、刑務所や拘置所などの刑事施設に収容されている受刑者や未決拘禁者との面会や手紙の発受の方法について、ホームページで紹介した。手話での会話が必要な場合は、可能な限り希望に添えるよう調整するとした。

面会の際に手話での会話を希望する場合は、日時

などをあらかじめ刑事施設に連絡する。刑事施設側が手話のできる職員を立ち合わせるなど調整する。

ただ、やむを得ず筆談による面会になる場合や、手話による会話内容を通訳してもらう場合もあるとして、希望者に理解と協力を求めている。

(福祉新聞・2564号 2012年2月27日)